

## 令和7年9月清須市議会定例会会議録

令和7年9月1日、令和7年9月清須市議会定例会は、清須市議会仮設議事堂（清須市五条川防災センター）に招集された。

### 1. 開会時間

午前9時30分

### 2. 出席議員

1番	伊藤奈美	2番	浅妻奈々子
3番	齊藤紗綾香	4番	土本千亜紀
5番	松岡繁知	6番	山内徳彦
7番	富田雄二	8番	松川秀康
9番	大塚祥之	10番	小崎進一
11番	飛永勝次	12番	野々部 享
13番	岡山克彦	14番	林 真子
15番	加藤光則	16番	高橋哲生
17番	伊藤嘉起	18番	久野 茂
19番	浅井泰三	20番	成田義之
21番	天野武藏		

計 21名

### 3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のために出席した者は、次のとおりである。

市		長		永	田	純	夫
副	市	長		葛	谷	賢	二
教	育	長		天	埜	幸	治

企 画 部 長	岩 田 喜 一
総 務 部 長	林 智 雄
危 機 管 理 部 長	飯 田 英 晴
市 民 環 境 部 長	石 田 隆
健 康 福 祉 部 長	丹 羽 久 登
建 設 部 長	長 谷 川 久 高
会 計 管 理 者	檜 本 雄 介
教 育 部 長	石 黒 直 人
監 査 委 員 事 務 局 長	辻 清 岳
企 画 部 次 長 兼 人 事 秘 書 課 長	岡 田 善 紀
総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	服 部 浩 之
総 務 部 次 長 兼 財 産 管 理 課 長	所 邦 治
危 機 管 理 部 次 長 兼 危 機 管 理 課 長	舟 橋 監 司
市 民 環 境 部 次 長 兼 保 険 年 金 課 長	浅 野 英 樹
市 民 環 境 部 次 長 兼 産 業 課 長	梶 浦 庄 治
健 康 福 祉 部 次 長 兼 児 童 保 育 課 長	吉 野 厚 之
健 康 福 祉 部 次 長 兼 健 康 推 進 課 長	古 川 伊 都 子
建 設 部 次 長 土 木 課 長	前 田 敬 春
教 育 部 次 長 兼 生 涯 学 習 課 長	大 沼 賀 敬
教 育 部 次 長 兼 学 校 給 食 セ ン タ ー 管 理 事 務 所 長	吉 田 剛
企 画 政 策 課 長	神 野 満 裕
代 表 監 査 委 員	黒 川 了 一

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	後 藤 邦 夫
議 会 事 務 局 次 長 兼 議 事 調 査 課 長	鹿 島 康 浩
議 事 調 査 課 課 長 補 佐 兼 総 務 係 長	岡 田 一 実
議 事 調 査 課 主 査	速 水 真 由 美

6. 会議事件は、次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 所信表明
- 日程第 5 清須市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙
- 日程第 6 同意第 2号 副市長の選任について
- 日程第 7 同意第 3号 教育委員会教育長の任命について
- 日程第 8 同意第 4号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 9 同意第 5号 教育委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第 6号 公平委員会委員の選任について
- 日程第11 同意第 7号 公平委員会委員の選任について
- 日程第12 同意第 8号 公平委員会委員の選任について
- 日程第13 同意第 9号 監査委員（識見を有する者）の選任について
- 日程第14 認定第 1号 令和6年度清須市一般会計決算認定について
- 日程第15 認定第 2号 令和6年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第16 認定第 3号 令和6年度清須市介護保険特別会計決算認定について
- 日程第17 認定第 4号 令和6年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定について
- 日程第18 認定第 5号 令和6年度清須市水道事業決算認定について
- 日程第19 認定第 6号 令和6年度清須市下水道事業決算認定について
- 日程第20 議案第38号 清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例案
- 日程第21 議案第39号 清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第22 議案第40号 清須市税条例の一部を改正する条例案
- 日程第23 議案第41号 清須市高度先端産業立地奨励条例の一部を改正する条例案
- 日程第24 議案第42号 清須市道路占用料条例の一部を改正する条例案
- 日程第25 議案第43号 清須市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改  
正する条例案
- 日程第26 議案第44号 損害賠償の額を定め、和解することについて

- 日程第 27 議案第 45 号 令和 7 年度清須市一般会計補正予算（第 2 号）案
- 日程第 28 議案第 46 号 令和 7 年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）案
- 日程第 29 議案第 47 号 令和 7 年度清須市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）案
- 日程第 30 議案第 48 号 令和 7 年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）案
- 日程第 31 議案第 49 号 令和 7 年度清須市下水道事業会計補正予算（第 1 号）案
- 日程第 32 報告第 7 号 令和 6 年度清須市決算の健全化判断比率等について
- 日程第 33 報告第 8 号 専決処分した事件（損害賠償の額を定め、和解すること）の報告について
- 日程第 34 報告第 9 号 専決処分した事件（損害賠償の額を定め、和解すること）の報告について
- 日程第 35 発議第 5 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

（ 傍聴者 2 名 ）

( 時に午前9時30分 開会 )

議長 (成田義之君)

皆さん、おはようございます。

令和7年9月清須市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、21名でございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、17番伊藤嘉起議員、18番久野議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月26日までの26日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

議長 (成田義之君)

ありがとうございます。

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月26日までの26日間と決定いたします。

日程第3、「諸般の報告」を行います。

議会閉会中の動向について、報告いたします。

お手元に配布してあります議員活動状況報告書のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

つぎに、市長から地方自治法第243条の3第2項の規定により、尾張土地開発公社の令和6年度決算に関する書類が、教育委員会から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、清須市教育委員会の令和6年度分の教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書が、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和7年5月分から7月分までの現金出納の検査の結果について及び同法第199条第9項の規

定により、財政援助団体の監査結果報告並びに同法第242条第3項の規定により、住民監査請求についてが、それぞれ議会宛てに提出又は通知されておりますので、受理したことを報告いたします。

最後に、総務常任委員会委員長の辞任及び選任について報告いたします。

去る8月8日に開催された総務常任委員会で、齊藤委員長より辞職願が提出され、辞職が許可されました。その後、委員長の互選が行われ、岡山委員が委員長に選任されたとの報告が議長宛てにありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、「所信表明」を議題といたします。

市政に対する所信表明を市長より受けます。

所信表明は、発言席でお願いいたします。

永田市長。

< 市長（永田純夫君）登壇 >

市長（永田純夫君）

おはようございます。

令和7年9月清須市議会定例会の開会に当たり、私の市政運営に対する所信を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

この度の市長選挙におきまして市民の皆様から御信任を賜り、引き続き清須市長として市政を担わせていただくことになりました。ここに心から厚く御礼を申し上げますとともに、改めて市民の皆様の期待の大きさに身の引き締まる思いでございます。

これまでの2期8年間で小・中学校の教室及び体育館への空調整備、18歳までの医療費無償化、五条川斎苑や五条川防災センター、児童センターの建設など「力強い清須」の実現に向けて掲げた公約は、おおむね実現することができました。

また、新型コロナウイルス感染症の流行、ウクライナ情勢に端を発する物価高騰など社会情勢が大きく変化した中で、感染症対策や市民の皆様の暮らしを守るための生活支援、経済対策にも力を入れて取り組んでまいりました。これらを実現することができましたのも、ひとえに議員各位を始め市民の皆様、関係各位の御支援、御協力のたまものと心より厚く御礼を申し上げます。

そして、令和7年度は市制20周年を迎えた年であるとともに、社会情勢が急速に変化していく中で、次世代を展望した新たな指針として策定をいたしました清須市第3次総合計画に基づく

行政運営がスタートした節目の年になります。これまで積み上げてきたものを礎としながら、これから先の未来に向かって新たな一步を踏み出すため、総合計画で掲げる目指す将来像「水と歴史に織りなされた安心・快適で魅力あふれる“はぐくみ都市”」の実現に向けて、各政策における取組を着実に実行するとともに、今回の選挙で掲げた公約につきましては、スピード感を持って実施してまいります。

これから本格的に3期目の市政運営に取り組むに当たり、私の基本的な考え方を申し述べたいと存じます。

はじめに、「安全・安心」であります。

市民の皆様の生命と財産を守ることは、市にとって第一の責務と考えております。令和7年は、この地域に甚大な被害をもたらした東海豪雨の発生から25年が経過する節目の年に当たります。今後も東海豪雨の記憶を風化させることなく、将来への教訓としながら、近年、頻発化・激甚化する豪雨災害への備えを進めてまいります。

局所的豪雨による市街地周辺の内水被害の軽減を図るため、排水ポンプ場の機能強化と雨水幹線の整備を推進するとともに、国や県と連携し、庄内川の枇杷島橋、五条川の清洲橋の架け替えや水場川の河川の改修などによる洪水対策を推進してまいります。

さらに、発生が危惧されている南海トラフ地震等の大規模地震への対策として、木造住宅の耐震化につきましては、令和7年度から耐震改修に伴う補助金の上限額を引き上げるとともに、精密診断法を用いた補強設計に対する補助金を創設しており、引き続き制度の利用促進を図ることで、耐震化率の向上に努めてまいります。

また、地域の防犯・防災機能の低下や景観の悪化を防ぐことを目的として、適切な管理が行われていない空き家について所有者への助言・指導を行うなど、空き家の利活用促進や危険空き家の解消に向けた対策を推進いたします。

くわえて、老朽化が著しい防災備蓄倉庫の整備を進めるとともに、指定避難所における生活空間や備蓄品を確保するため、携帯トイレ、間仕切りテント、簡易ベッド等の防災資機材の充実を図るなど、災害に対する備えを進め、安全で安心なまちづくりに努めてまいります。

2点目は、「子育て・教育」であります。

少子化が全国的な問題となっている中、本市の出生率は愛知県内でも高い水準を維持し続けており、令和6年も令和5年に引き続き県内で第1位となりました。

本市が子育て世帯に選ばれるまちであり続けるためには、妊娠・出産から子育て・教育まで切

れ目のない支援体制の充実が重要であると考えております。

そのような中、本市は、市内に産婦人科クリニックがないという課題がございます。市民の皆様が地域で安心して妊娠・出産することができる環境を整えるため、産婦人科クリニックの誘致を積極的に進めてまいります。

また、共働き世帯が安心して就労と子育ての両立ができる環境をつくるため、民間の認定こども園や小規模保育園の誘致を推進し、保育ニーズの充実を図るとともに、質の高い保育サービスの提供に努めてまいります。

さらに、子どもたちの放課後の居場所づくりとして、放課後子ども教室の対象を小学校6年生までに拡充し、放課後の時間を有意義に過ごせる環境を提供してまいります。

また、登校ができて自分の教室に入ることができない児童・生徒が、安心して自分のペースで学習を継続し、社会とのつながりを保つための支援として校内スペシャルサポートルームの整備を推進し、一人一人に寄り添った支援体制を構築してまいります。

くわえて、子育て世帯の経済的負担を軽減し、全ての子どもたちが等しく教育を受けられる環境を整えるため、物価高騰の影響を受け、負担が年々増加している小・中学校修学旅行費の一部補助を行うほか、小・中学校給食費の無償化につきましては、国の示す方向性を踏まえた上で検討してまいります。

なお、放課後子ども教室の対象者拡充及び小・中学校修学旅行費の一部補助に必要な経費につきましては、今定例会に補正予算を提出しておりますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

3点目は、「健康・福祉」であります。

はじめに、高齢者の福祉につきましては、いつまでも住み慣れた地域で自立した生活を継続できるように通院や買物の際のタクシー利用に対する補助制度を創設し、電車やバスでの移動が困難な高齢者への外出支援を図ります。

また、団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年には、高齢者の約7人に一人が認知症患者となることを見込まれている中、認知症の方が安心して地域で生活することができるよう認知症政策を推進し、更なる介護予防事業の充実に取り組んでまいります。

つぎに、障がい者の福祉につきましては、障がいのある方が地域社会の一員として自立した生活を送り、社会参加できる環境を整備するため、相談支援体制や就労支援の充実、医療的ケア児への支援を進めるなど、障がいのある人もない人も共に地域で暮らしていける共生社会の実現を

目指してまいります。

また、障がい児福祉では、支援の質の向上などに向けて、児童発達支援センターが地域の中核的な機関としての役割を果たすことができるよう児童発達支援センター機能強化等事業を継続的に実施してまいります。

休日急病診療所の体制につきましては、現在、二次救急医療機関に依頼することで、休日における内科系、小児科系の急性期症状の医療体制を確保しておりますが、二次救急医療機関の負担を軽減しつつ、市民の皆様が休日でも安心して医療を受けられる体制を確保するためには、休日急病診療所を再開することが必要であると考えております。そのため、春日老人福祉センターの一部を休日急病診療所として整備し、休日における初期救急医療体制の充実を図ってまいります。

また、市民の皆様の健康増進、生活習慣病等の早期発見、早期治療につなげるため、全ての検診において自己負担500円で受診できるワンコイン検診を導入し、受診しやすい環境づくりを行ってまいります。

4点目は、「便利・快適・観光」であります。

便利で快適に暮らせるまちづくりに向けて、鉄道駅を中心とする周辺市街地整備の着実な推進と地域の特性に応じた土地の有効利用を図るとともに、道路・橋梁や上下水道の整備、環境保全の取組や五条川斎苑の適正な運用などを通じて、市民の皆様の便利で快適な生活基盤がつけられるよう努めてまいります。

現在JR清洲駅前で行っている土地区画整理事業につきましては、早期完了を目指し、駅前広場の整備を行うほか、幹線道路へ接続する県道の整備について愛知県と連携して進めてまいります。

さらに、一場東部地区においては、引き続き土地区画整理組合の設立支援を行うとともに、事業認可後も着実な事業の進捗を図ってまいります。

また、名鉄名古屋本線新清洲駅付近鉄道高架事業につきましては、予定していた仮線用地の確保が全て完了いたしました。引き続き早期の事業完了に向けて、国や県と連携して推進してまいります。

観光の振興につきましては、本市が有する清洲城や清洲公園、織田信長公、さらには、あいち朝日遺跡ミュージアムといった資源等を生かしながら、更なる魅力の向上を図るとともに、海外からのインバウンド需要も見込んだ観光情報の発信力強化を行うなど、市外からの来訪者の誘客、観光消費拡大に努めてまいります。

また、尾張西枇杷島まつりの打ち上げ花火については、主催者であります西枇杷島町まつり振

興会との調整を図りながら、安全対策について協議し、検討してまいります。

スポーツ・文化の振興につきましては、多様な学習の機会を提供できるよう生涯学習講座等の拡充を行うとともに、伝統文化の保存継承を目的とした出前授業や体験講座を継続的に実施できるよう進めてまいります。

くわえて、ハード面の整備といたしましては、春日B&G体育館につきましては、市民の健康増進、体力向上、地域の交流の場として快適に利用できるよう空調設備の整備を行います。

また、旧西枇杷島庁舎を含むUR西枇杷島住宅跡地につきましては、施設の解体工事の進捗に合わせ、地域の現状や社会情勢を考慮した上で、跡地の利活用について検討してまいります。

5点目は、「連携・行革」であります。

まずは、現在実施中の市制20周年事業につきましては、引き続き市の一体感の醸成、まちへの誇りや愛着を育み、本市が更なる飛躍を遂げる礎を築くという周年事業の基本理念を実現し、市に関わる皆様の心の財産とすることができるよう進めてまいります。

つぎに、市外企業の誘致や市内企業の留置にも力を入れてまいります。国や県などの関係機関との連携を図り、企業の設備投資の動向や企業用地の需要などに関する情報収集に努めるとともに、本市の立地環境の優位性や利便性といった魅力の発信と企業立地に関する支援制度の周知を図ることで、企業立地を促進し、地域の雇用と税収の確保につなげることができるよう努めてまいります。

くわえて、市内商工業の活性化に大きな役割を果たす市商工会につきましては、小規模事業者の経営改善普及や経営発達支援、事業継続力強化支援など、地域に密着した伴走型支援の担い手として更に連携を強化するとともに、祭りやイベントでの協働による地域の活性化を図ってまいります。

また、現在、令和8年5月の供用開始を目指し、市役所西館の建設を進めておりますが、あわせて、老朽化した南館の改修を引き続き行うとともに、各地区の保健センター機能を統合した新たな保健センターの整備を進めてまいります。

さらに、利用しやすく開かれた魅力ある市役所を目指して、来庁時の行政手続の簡素化を図るほか手続のオンライン化を促進するなど、市民の皆様の負担を軽減できるよう努めてまいります。

また、様々な分野でデジタル化を推進し、業務を効率化しつつ市民の皆様の利便性向上を図ることで、地域の担い手が減少していく中でも持続可能な地域づくりを進めるとともに、市民の皆様の声を市政に反映し、共に地域課題の解決を図ることを目的として市民協働を推進してまいり

ます。

以上、市政に臨む基本的な考え方を申し述べました。

選挙で掲げた公約につきましては、着実に実現し、確実な成果をお示しできるようまい進する決意でございます。また、市民の皆様を始め市政に関わる方々の思いを紡み、そして、育みながら、清須市が目指す未来の姿“はぐくみ都市”の実現に向けて、歩みを止めることなく、組織の総力を挙げて取り組んでまいります。

議員各位並びに市民の皆様には、一層の御理解と御協力を賜りますよう重ねてお願いを申し上げます、私の所信表明といたします。

ありがとうございました。

議長（成田義之君）

この所信表明に対し質疑のある方は、9月3日正午までに発言通告書を提出していただき、9月8日の本会議において質疑を行います。

お諮りいたします。

これより議案の審議に入りますが、日程第5、「清須市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」は、議会が行う選挙ですので、委員会付託及び質疑・討論を省略し、本日、簡易表決により採決を行いたいと思います。

日程第6、同意第2号から日程第34、報告第9号までを一括議題とし、市長から提案理由の説明を受けます。

日程第6、同意第2号から日程第13、同意第9号までの案件につきましては、人事案件ですので、委員会付託及び質疑・討論を省略し、本日、採決いたしたいと思います。

日程第14、認定第1号から日程第19、認定第6号までの認定案件及び日程第32、報告第7号につきましては、代表監査委員から監査結果及び所見の説明を受けた後、日程第14、認定第1号から日程第19、認定第6号までの認定案件につきましては、担当部長より内容の説明を受けたいと思います。

日程第20、議案第38号から日程第31、議案第49号までの12議案につきましては、担当部長から内容の説明を受けます。

日程第33、報告第8号及び日程第34、報告第9号の報告案件につきましては、担当部長より内容の報告を受けます。

なお、日程第14、認定第1号から日程第31、議案第49号までの18案件につきましては、

本日は提案理由及び内容説明を受けるのみで散会し、質疑のある方は9月3日正午までに発言通告書を提出していただき、9月8日の本会議において質疑を行った後、各常任委員会に審査を付託したいと思います。

以上のような進め方でございますが、これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

議長(成田義之君)

異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げました方法で行うことに決定いたします。

日程第5、「清須市選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙」を議題といたします。

選挙管理委員会につきましては、委員4名と補充員4名で構成されておりますが、いずれも任期が本年の9月1日までとなっております。選挙管理委員会委員につきましては、地方自治法第182条の規定により、議会が選挙することとなっております。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、議会申合せ事項第88号の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

議長(成田義之君)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

議長(成田義之君)

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、ここで選挙管理委員会委員及び同補充員の名簿及び経歴書を配布いたします。

ただいまお手元に配布いたしました名簿のとおり、選挙管理委員会委員には増田温美氏、後藤幸平氏、石黒幸子氏、野村昌敏氏、以上の方を指名いたします。

つぎに、補充員には小川吉廣氏、林ゆかり氏、平子幸夫氏、近藤ひとみ氏、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人として定めることに御異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

議長 (成田義之君)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました増田温美氏、後藤幸平氏、石黒幸子氏、野村昌敏氏、以上の方が、選挙管理委員会委員に当選されました。

また、補充員には小川吉廣氏、林ゆかり氏、平子幸夫氏、近藤ひとみ氏、以上の方が当選されました。

お諮りいたします。

補充員の順序につきましては、ただいま指名いたしました順序にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

議長 (成田義之君)

異議なしと認めます。

よって、補充員の順序は、ただいま指名いたしました順序に決定いたしました。

日程第6、同意第2号から日程第34、報告第9号までを一括議題といたします。

市長より一括して提案理由の説明を求めます。

永田市長。

< 市長 (永田純夫君) 登壇 >

市長 (永田純夫君)

それでは、御説明申し上げます。

今定例会に提出いたします案件は、市長提出議案等のおり副市長の選任等の同意8件、令和6年度清須市一般会計等の決算認定6件、条例の一部改正案6件、損害賠償の額を定め、和解することについて1件、令和7年度一般会計等の補正予算案5件、その他令和6年度清須市決算の健全化判断比率等などの報告3件でございます。

それでは、各案件について順次、提案理由を説明いたします。

同意第2号「副市長の選任」につきましては、岩田喜一氏を清須市副市長として新たに選任することについて、地方自治法の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

岩田喜一氏の経歴は、同意案の2ページ目に掲載いたしました。

同意第3号「教育委員会教育長の任命」につきましては、天埜幸治氏を教育委員会教育長として引き続き任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

天埜幸治氏の経歴は、同意案の2ページ目に記載いたしました。

同意第4号及び第5号「教育委員会委員の任命」につきましては、太田光則氏及び上田恭子氏を教育委員会委員として引き続き任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

それぞれの方の経歴は、それぞれの同意案の2ページ目に記載いたしました。

同意第6号から同意第8号まで「公平委員会委員の選任」につきましては、加藤茂氏を公平委員会委員として引き続き選任するとともに、柴田定男氏及び山田登志男氏を公平委員会委員として新たに選任することについて、地方公務員法の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

それぞれの方の経歴は、それぞれの同意案の2ページ目に記載いたしました。

同意第9号「監査委員（識見を有する者）の選任」につきましては、黒川了一氏を監査委員として引き続き選任するため、地方自治法の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

黒川了一氏の経歴は、同意案の2ページ目に掲載いたしました。

認定第1号「令和6年度清須市一般会計決算認定」につきましては、地方自治法の規定により、議会の認定に付するものでございます。

それでは、決算の内容を説明いたします。

令和6年度予算に計上いたしました事業は、議員各位を始め市民の皆様の御協力をいただき、当初の目的を達成することができました。また、監査委員の決算審査も無事に終了いたしました。深く感謝を申し上げます。

一般会計の決算額は、歳入総額333億8,620万4,794円、歳出総額321億2,354万191円、実質収支額11億6,982万1,000円でありました。

歳入の根幹であります市税は、125億1,831万5,238円であり、予算額を上回るこ

とができました。納税者各位の御理解のたまものと深く御礼を申し上げます。

地方交付税につきましては、普通交付税で34億3,406万1,000円、特別交付税で2億6,658万8,000円を確保することができました。

市債につきましては、地域振興基金積立事業債や体育施設整備事業債などにより、合計で29億300万円を借り入れました。

歳出の主な内容を申し上げます。

まず安全・安心の確保に向けて、五条川右岸の清洲庁舎跡地に五条川防災センターを整備し、令和6年7月から供用を開始するとともに、指定避難所の防災備蓄倉庫の更新及び資機材の整備を行い、災害時における避難所の環境の充実を図りました。

つぎに、子育て支援につきましては、小・中学校の給食費の引上げ分を公費で負担し、物価高騰の影響を受ける子育て世帯の家計を支援してまいりました。

学校教育では、小・中学校の特別教室への空調設備の設置や学校に登校できない児童・生徒とその保護者を支援するため五条川防災センターに教育支援教室を増設するなど、教育環境の充実に努めてまいりました。

また、不妊治療の助成について、治療対象を特定不妊治療費まで拡大するとともに保険適用分の自己負担額を25万円まで全額助成し、不妊治療を行っている夫婦への支援を大幅に拡充いたしました。

さらに、市役所の増築及び南館の改修や新保健センターの整備に着手するなど、公共施設の統合的かつ計画的な管理を推進してまいりました。

このほか、市発展の礎となる下水道整備事業や土地区画整理事業などの都市インフラ基盤の整備につきましても、限られた予算の中、予定どおり進めることができました。

今後も様々な行政ニーズへの対応が求められる一方で、社会保障関係費を始めとする義務的経費の増加などにより、厳しい行財政運営が続くことが予想されます。議員各位を始め関係各位の御理解と御支援を賜りつつ努力してまいり所存でございます。

認定第2号「令和6年度清須市国民健康保険特別会計決算認定」につきましては、地方自治法の規定により、議会の認定に付するものでございます。

決算の内容を説明いたします。

国民健康保険特別会計の決算額は、歳入総額58億3,864万4,923円、歳出総額57億4,691万7,497円、実質収支額9,172万7,000円でありました。

歳入のうち、国民健康保険税は12億8,729万6,025円を確保いたしました。引き続き特定健康診査、特定保健指導などの疾病予防を実施するなど、国民健康保険特別会計の健全性の確保に努めてまいります。

認定第3号「令和6年度清須市介護保険特別会計決算認定」につきましては、地方自治法の規定により、議会の認定に付するものでございます。

決算の内容を説明いたします。

介護保険特別会計の決算額は、歳入総額52億7,714万2,965円、歳出総額51億5,342万6,618円、実質収支額1億2,371万6,000円でありました。

介護が必要な状態になっても自宅や介護保険施設で安心して暮らすことができ、家族の介護負担を軽減することができるよう保険制度の趣旨に沿い、健全な運営に努めてまいります。

認定第4号「令和6年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定」につきましては、地方自治法の規定により、議会の認定に付するものでございます。

決算の内容を説明いたします。

後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入総額19億2,489万4,768円、歳出総額19億990万427円、実質収支額1,499万4,000円でありました。

医療制度の趣旨に沿い、高齢期における医療の確保を図るため、広域連合により適切な医療の給付を行い、今後も保健の向上及び高齢者の福祉の推進に努めてまいります。

認定第5号「令和6年度清須市水道事業決算認定」につきましては、地方公営企業法の規定により、議会の認定に付するものでございます。

決算の内容を説明いたします。

収入では、給水収益や受託工事収益などの収益的収入が2億2,069万3,189円、工事費負担などの資本的収入が4,151万2,300円でありました。

支出では、原水及び浄水費などの収益的支出が2億1,145万6,520円、水道設備費などの資本的支出が1億373万7,269円でありました。

認定第6号「令和6年度清須市下水道事業決算認定」につきましては、公営企業法の規定により、議会の認定に付するものでございます。

決算の内容を説明いたします。

収入では、下水道使用料や雨水処理負担金などの収益的収入が16億4,393万5,033円、企業債や国庫補助金などの資本的収入が15億5,970万8,770円でありまし

た。

支出では、管渠（きょ）やポンプ場の維持管理費などの収益的支出が15億3,477万8,834円、下水道施設費などの資本的支出が18億9,192万9,775円でありました。

議案第38号「清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、人事院の国会及び内閣に対する令和6年8月8日付けの公務員人事管理に関する報告に鑑み、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等の任命権者への義務付けを行うため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第39号「清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度の拡充等を行うため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第40号「清須市税条例の一部を改正する条例案」につきましては、地方税法の一部改正に伴い、特定親族特別控除の創設に係る規定の整備等を行うため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第41号「清須市高度先端産業立地奨励条例の一部を改正する条例案」につきましては、中小企業者に対する奨励措置に係る条件を緩和するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第42号「清須市道路占用料条例の一部を改正する条例案」につきましては、愛知県の道路占用料の額の改定に鑑み、道路占用料の額を改定するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第43号「清須市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、部分休業の定義を整理するため、条例の一部を改正することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第44号「損害賠償の額を定め、和解すること」につきましては、水路の事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第45号「令和7年度清須市一般会計補正予算（第2号）案」につきましては、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、小・中学校の修学旅行に係る費用の一部を助成するほか、令和

8年4月から放課後子ども教室の対象学年を小学校6年生まで拡充することに伴い、受入れに必要なとなる教室の整備を行うなど所要の補正を行うとともに、決算剰余金などの財源を基に、今までに予定していた財政調整基金からの繰入れを取りやめ、さらに、今後の財政需要を考慮し、必要な基金に積み立てることについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正額は5億1,837万1,000円を追加し、予算の総額は361億2,869万5,000円となります。

議案第46号「令和7年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案」につきましては、子ども・子育て支援金制度創設に対応するためのシステム改修を行うほか、前年度決算に伴う精算及び令和7年度の納付額が確定した事業費納付金に係る所要の補正を行うことについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正額は9,844万6,000円を追加し、予算の総額は58億3,607万円となります。

議案第47号「令和7年度清須市介護保険特別会計補正予算（第1号）案」につきましては、前年度決算に伴う精算に係る所要の補正を行うことについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正額は1億2,371万5,000円を追加し、予算の総額は54億2,978万8,000円となります。

議案第48号「令和7年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案」につきましては、前年度決算に伴う精算に係る所要の補正を行うことについて、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

補正額は2,251万2,000円を追加し、予算の総額は20億2,962万3,000円となります。

議案第49号「令和7年度清須市下水道事業会計補正予算（第1号）案」につきましては、令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因した道路陥没事故を受け、平成6年度以前に設置された内径2メートル以上の公共下水道管の点検を行うため、所要の補正を行うことについて、地方自治法の規定により、会の議決を求めるものでございます。

補正額は450万円を追加し、予算の総額は36億1,347万7,000円となります。

報告第7号「令和6年度清須市決算の健全化判断比率等」につきましては、令和6年度清須市決算の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の

規定により、監査委員の意見を付けて議会に報告するものでございます。

本市における一般会計等の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の四つの指標によって判断される健全化判断比率と水道事業会計及び下水道事業会計の資金不足比率は、いずれも早期の健全化が求められる基準を下回っております。

報告第8号及び第9号「専決処分した事件（損害賠償の額を定め、和解すること）の報告」につきましては、公用車の事故について、地方自治法の規定により、議会に報告するものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

詳細につきましては、担当者から説明させますので、十分に御審議の上、御賛同賜りますよう、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（成田義之君）

提案理由の説明が、終わりました。

これより同意案件の採決を行います。内容の同じ案件につきましては、一括で採決を行うことが議会運営委員会において決定しております。

それでは、提案説明のありました日程第6、同意第2号「副市長の選任について」を議題いたします。

ここで、同意第2号の該当者が議場におられますので、岩田企画部長の退室を求めます。

< 岩田企画部長退場 >

議長（成田義之君）

採決を行います。

副市長に岩田喜一氏を選任することに賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田義之君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり選任同意することに決定いたしました。

岩田企画部長の入室を許可いたします。

< 岩田企画部長入場 >

議長（成田義之君）

ここで、選任されました岩田企画部長に御挨拶をお願いいたします。

挨拶は、発言席でお願いいたします。

岩田企画部長。

< 企画部長（岩田喜一君）登壇 >

企画部長（岩田喜一君）

企画部長の岩田です。

ただいまは、議題となりました同意第2号、副市長の選任につきまして御賛同いただき、どうもありがとうございました。

私は、平成2年4月に旧清洲町役場へ入庁し、配置されたそれぞれの部署で今日までの35年と4か月、旧清洲町と清須市発展のために担当することになった所管の事務事業、業務に取り組んでまいりました。これからの4年間は、微力ではありますが、これまでの経験を生かし、特別職副市長として永田市政を支えるために心を燃やして自分の責務を全うしたいと思っています。議員の皆様におかれましては、今まで以上に御指導御鞭撻をいただけたら幸いです。引き続きどうぞよろしくをお願いいたします。

以上、簡単ではありますが、副市長選任のお礼の御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

議長（成田義之君）

日程第7、同意第3号「教育委員会教育長の任命について」を議題といたします。

ここで、同意第3号の該当者が議場におられますので、天竺教育長の退室を求めます。

< 天竺教育長退場 >

議長（成田義之君）

採決を行います。

教育委員会教育長に天竺幸治氏を任命することに賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田義之君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり選任同意することに決定いたしました。

天竺教育長の入室を許可いたします。

< 天竺教育長入場 >

議長（成田義之君）

ここで、任命されました天竺教育長に御挨拶をお願いいたします。

挨拶は、発言席をお願いいたします。

天竺教育長。

< 教育長（天竺幸治君）登壇 >

教育長（天竺幸治君）

失礼いたします。

ただいま議会の皆様方の御賛同を賜り、2期目の職責を担うこととなりました。3年前と同様の緊張感とともに、大変重い責任とその職務に改めて身の震える思いでいっぱいでございます。

ここまで市議会議員の皆様方の御理解と御支援を賜りながら3年間進めてまいりました諸施策、諸事業、これらの検証と今後の展望をしっかりと踏まえ、今年度から始まりました第3次清須市教育大綱の理念にのっとり、まずは市内の子どもたちの幸せな学校生活の保証、これを常に最優先に据え、そして、清須市の財産である歴史・自然・文化という郷土愛に根差した教育振興を図り、さらに、文化・芸術・スポーツに心豊かに触れ合える環境・社会づくり、これらを全ての根幹に置き、教育長としての使命と責任を全力で懸命に果たすべく、誠心誠意、懸命に取り組まさせていただきますと思います。どうか引き続き皆様方の御指導と御理解を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

御選任いただきまして本当にありがとうございました。お時間いただきましてありがとうございました。

議長（成田義之君）

日程第8、同意第4号及び日程第9、同意第5号の「教育委員会委員の任命について」の2案件について一括して採決を行います。

教育委員会委員に太田光則氏及び上田恭子氏を任命することに賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田義之君）

起立全員でございます。

よって、同意第4号及び同意第5号の2案件につきましては、原案のとおり任命同意することに決定いたしました。

日程第10、同意第6号から日程第12、同意第8号までの「公平委員会委員の選任について」の3案件について一括して採決を行います。

公平委員会委員に加藤茂氏、柴田定男氏及び山田登志男氏を選任することに賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田義之君）

起立全員でございます。

よって、同意第6号から同意第8号までの3案件につきましては、原案のとおり選任同意することに決定いたしました。

日程第13、同意第9号「監査委員（識見を有する者）の選任について」を議題といたします。

ここで、同意第9号の該当者が議場におられますので、黒川代表監査委員の退室を求めます。

< 黒川代表監査委員退場 >

議長（成田義之君）

採決を行います。

監査委員（識見を有する者）に黒川了一氏を選任することに賛成の方の起立を求めます。

< 起立全員 >

議長（成田義之君）

起立全員でございます。

よって、本案は、原案のとおり選任同意することに決定いたしました。

黒川代表監査委員の入室を許可いたします。

< 黒川代表監査委員入場 >

議長（成田義之君）

ここで、選任されました黒川代表監査委員に御挨拶をお願いいたします。

挨拶は、発言席をお願いいたします。

黒川代表監査委員。

< 代表監査委員（黒川了一君）登壇 >

代表監査委員（黒川了一君）

ただいま代表監査委員に選任されました黒川了一であります。

引き続き清須市のために尽力してまいりたいと思っております。どうぞよろしく願います。

議長（成田義之君）

日程第14、認定第1号から日程第19、認定第6号までの決算認定及び日程第32、報告第7号について、黒川代表監査委員より各案件に係る意見として監査結果及び所見の説明を求めます。

説明は、発言席でお願いいたします。

黒川代表監査委員。

< 代表監査委員（黒川了一君）登壇 >

代表監査委員（黒川了一君）

ただいま議長から指名がありました代表監査委員の黒川了一です。

先般、地方自治法、地方公営企業法などの規定により、市長から審査に付されました令和6年度一般会計・特別会計決算及び基金運用状況、水道事業決算、下水道事業決算、健全化判断比率及び資金不足比率について、天野武蔵監査委員と共に慎重に審査を行いました。

令和6年度決算審査意見書について、監査委員を代表して説明をさせていただきます。

では、タブレットのmoreNOTEの設定を1画面表示にさせていただき、1ページを御覧ください。

令和6年度清須市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況の審査意見です。

第1は審査の対象、第2は審査期間です。第3の審査の方法により慎重に審査を行い、その結果は、第4に記載がありますとおり、各会計の決算及び基金の運用状況はいずれも適正であると認められました。

2ページを御覧ください。

第5、審査の概要です。

1の(1)の③決算額の年度比較です。

一般会計及び特別会計を合わせた歳入決算額は約464億2,688万円、歳出決算額は約449億3,378万円、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支比率は約14億25万円となっており、前年度に比べ約2億3,982万円増加しています。

3ページを御覧ください。

2、財政分析です。

令和6年度の比率を申し上げます。

(1)の①自主財源比率は50.0%、②実質収支比率は6.6%、③経常収支比率は93.1%、1枚おめくりいただき、4ページを御覧ください。

④財政力指数は、0.77%でした。

その下、(2)は地方債の状況です。地域振興基金積立事業債など29億300万円を借り入れ、元金を約20億6,144万円償還し、令和6年度末現在高は約194億8,452万円です。

5ページを御覧ください。

3の(1)一般会計の総括です。

歳入決算額は約333億8,620万円、歳出決算額は約321億2,354万円で、決算額の前年度との比較は①の表のとおりです。

6ページを御覧ください。

②款別歳入決算の状況です。

表の右端は7ページになりますが、予算現額に対する収入割合は、一番下の合計欄を御覧いただき99.6%、調定額に対する収入割合は98.8%でありました。

8ページを御覧ください。

③款別歳入決算の年度比較です。

前年度に比べ歳入決算額が増加した主な要因は、地方特例交付金や地方交付税などの増加です。

9ページを御覧ください。

④歳入決算における自主財源と依存財源の内訳です。

市税を始めとする自主財源は約167億474万円で、歳入全体の50.0%を占めています。

10ページを御覧ください。

⑤款別歳出決算の状況です。

歳出決算額約321億2,354万円、翌年度繰越額を差し引いた不用額は約12億827万円となっています。

⑥款別歳出決算の年度比較です。

前年度に比べ歳出決算額が増加した主な要因は、総務費や教育費などの増加です。

11ページを御覧ください。

⑦歳出決算における性質別の内訳です。

令和6年度の経費ごとの構成比は義務的経費が44.4%、投資的経費が11.1%、その他の経費が44.5%となっています。

12ページ以降は歳入歳出の款別の状況、少しページが飛びまして25ページからは国民健康

保険、介護保険及び後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算額や保険税、保険料決算の状況などについて記載してあります。

37ページを御覧ください。

5の財産についてです。

公有財産及び物品について、決算年度中の増減高などが記載されております。

38ページを御覧ください。

(3)の基金です。

決算年度中に約6億4,169万円の増加があり、決算年度末現在高は約74億6,617万円となっています。

39ページを御覧ください。

まとめです。

1枚おめくりいただき、40ページの下から11行目です。

本市の財政状況は、企業による賃上げなどで市税収入の増加が見込まれるものの、今後も社会保障関係費の増加が見込まれることに加え、大規模な施策事業の推進や物価高騰に対応する支援など様々な財政需要に対応していく必要があり、厳しい財政運営が予想される。

そのような中、今後も積極的な財源確保に努め、効率的、計画的な財政運営を行い、限られた財源の中で、市民の安心で快適な暮らしに必要な不可欠な事業・施策を着実に推進することが求められる。

社会情勢の変化を的確に捉え、持続可能で充実した市民サービスを提供するため、歳入確保と行財政改革を推進し、第3次総合計画に掲げる「水と歴史に織り出された 安心・快適で魅力あふれる“はぐくみ都市”」を目指した着実な行政運営を期待するとしております。

つぎに、49ページを御覧ください。

水道事業決算審査意見です。

第4の審査の結果にありますように、決算書は関係法令に準拠して作成されており、経営成績及び財政状況を適正に表示していると認められました。

第5、審査の概要、1、業務実績です。

令和7年3月31日現在の給水人口は8,606人で、給水区域内人口に対する普及率は99.8%となっています。

50ページを御覧ください。

2、予算の執行状況です。

(1) 収益的収入の決算額は約2億2,069万円で、予算額に対し92.6%の収入割合でした。

(2) 収益的支出の決算額は約2億1,145万円で、予算額に対し88.7%の執行割合でありました。

(3) 資本的収入の決算額は、約4,151万円。

51ページを御覧いただき、(4) 資本的支出の決算額は、約1億373万円でありました。

52ページを御覧ください。

3、経営状況です。

令和6年度の経営収支は、水道事業収益約2億301万円から水道事業費用約2億円を差し引いた額、約300万円の純利益となっています。

53ページを御覧ください。

4、財政状況です。

(1) 令和6年度の資産は約21億6,264万円で、(2) 負債と資本の合計も同額です。このうち、資本が約12億5,115万円で、負債・資本合計の57.9%を占めています。

54ページを御覧ください。

まとめです。

下から3行目を御覧ください。

今後の事業経営に当たっては、引き続き水道料金の収納確保、経費節減など効率的な企業経営に取り組むとともに、安心安全で良質な水道水の安定供給と計画的、効率的で持続可能な事業運営に努められるよう期待するとしております。

つぎに、61ページを御覧ください。

下水道事業決算審査意見です。

第4の審査の結果にありますように、決算書は関係法令に準拠して作成されており、経営成績及び財政状況を適正に表示していると認められました。

第5は、審査の概要です。

1の業務実績において、令和7年3月31日現在の水洗化人口は1万6,570人で、処理区域内人口に対する普及率は69.4%となっております。

62ページを御覧ください。

2、予算の執行状況です。

(1) 収益的収入の決算額は約16億4,393万円で、予算額に対し97.0%の収入割合でした。

また、(2) 収益的支出の決算額は約15億3,477万円で、予算額に対し95.0%の執行割合でありました。

(3) 資本的収入の決算額は、約15億5,970万円。

63ページを御覧いただき、(4) 資本的支出の決算額は約18億9,192万円でありました。

64ページを御覧ください。

3、経営状況です。

令和6年度の経営収支は、下水道事業収益約15億8,566万円から下水道事業費用約15億1,440万円を差し引いた約7,125万円の純利益となっています。

65ページを御覧ください。

4、財政状況です。

(1) 令和6年度の資産は、約328億8,281万円です。

(2) 負債と資本の合計も同額で、このうち、負債は約302億8,333万円で、負債・資本合計の92.1%を占めています。

66ページを御覧ください。

まとめです。

下から4行目を御覧ください。

今後の事業経営に当たっては、清須市下水道事業中期経営戦略に基づく下水道接続率の向上に尽力しつつ、経費回収率の向上などによる健全で持続的な経営に取り組み、市民生活に欠かすことのできないライフラインとしての機能や生活環境の快適性、利便性の向上に引き継ぎ寄与されることを期待するとしております。

つぎに、73ページを御覧ください。

健全化判断比率審査意見です。

第4の審査の結果にありますように、健全化判断比率及び関係書類は、いずれも適正に作成されていると認められました。

表の令和6年度の欄を御覧いただき、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、本市の全ての会

計において赤字額が生じていないため算定されず、問題はないと認められます。

実質公債費比率は2.3%で、早期健全化基準を大きく下回っており、問題はないと認められます。

将来負担比率については、将来負担額に充当可能な財源額が将来負担額を上回っているため比率は表示されず、問題はないと認められます。

最後に、75ページを御覧ください。

資金不足比率審査意見です。

第4、審査の結果にありますように、資金不足比率及び関係書類は、いずれも適正に作成されていると認められました。

資金不足比率については、水道事業会計及び下水道事業会計ともに資金不足となっていないため比率は表示されず、問題はないと認められます。

以上をもちまして、令和6年度清須市一般会計、特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計の決算審査、令和6年度清須市健全化判断比率及び資金不足比率審査の意見といたします。

議長（成田義之君）

監査結果及び所見の説明が終わりましたので、ここで、代表監査委員の退席を許可いたします。

< 黒川代表監査委員退場 >

議長（成田義之君）

ここで、10時50分まで休憩を取りたいと思います。

（ 時に午前10時38分 休憩 ）

（ 時に午前10時50分 再開 ）

議長（成田義之君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14、認定第1号「令和6年度清須市一般会計決算認定について」、会計管理者より内容の説明を求めます。

榎本会計管理者。

< 会計管理者（榎本雄介君）登壇 >

会計管理者（榎本雄介君）

会計管理者、榎本です。

認定第1号について御説明いたします。

それでは、タブレットのmoreNOTEの設定は1画面表示のまま、令和6年度清須市歳入歳出決算書の1ページを御覧ください。

認定第1号

令和6年度清須市一般会計決算認定について

令和6年度清須市一般会計決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和7年9月1日提出

清須市長、永田純夫

2ページ、3ページを御覧ください。

令和6年度清須市一般会計歳入歳出決算書

はじめに、歳入について御説明いたします。

1 款市税、予算現額124億5,975万9,000円、収入済額125億1,831万5,238円、不納欠損額2,340万6,982円、収入未済額2億6,591万2,948円、1項市民税から5項都市計画税までです。

2 款地方譲与税、予算現額1億7,200万円、収入済額1億7,420万3,000円、1項地方揮発油譲与税から3項森林環境譲与税までです。

3 款利子割交付金、予算現額400万円、収入済額640万3,000円、1項利子割交付金です。

4 款配当割交付金、予算現額8,400万円、収入済額1億3,145万円、1項配当割交付金です。

5 款株式等譲渡所得割交付金、予算現額1億600万円、収入済額1億7,502万9,000円、1項株式等譲渡所得割交付金です。

6 款法人事業税交付金、予算現額2億9,000万円、収入済額2億8,371万5,000円、1項法人事業税交付金です。

7 款地方消費税交付金、予算現額16億6,400万円、収入済額17億3,479万3,000円、1項地方消費税交付金です。

8 款自動車取得税交付金、予算現額1,000円、収入済額251万1,884円、1項自動車取得税交付金です。

9 款環境性能割交付金、予算現額5,100万円、収入済額4,897万1,000円、1項

環境性能割交付金です。

10 款地方特例交付金、予算現額 4 億 4, 593 万 3, 000 円、収入済額 4 億 4, 760 万円、1 項地方特例交付金と 2 項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金です。

11 款地方交付税、予算現額 34 億 8, 406 万 1, 000 円、収入済額 37 億 64 万 9, 000 円、1 項地方交付税です。

4 ページ、5 ページを御覧ください。

12 款交通安全対策特別交付金、予算現額 1, 000 万円、収入済額 898 万 4, 000 円、1 項交通安全対策特別交付金です。

13 款分担金及び負担金、予算現額 1 億 7, 921 万 2, 000 円、収入済額 1 億 3, 250 万 3, 290 円、不納欠損額 78 万 4, 540 円、収入未済額 350 万 5, 600 円、1 項負担金です。主なものは、保育料と斎苑施設周辺環境改善費負担金です。

14 款使用料及び手数料、予算現額 3 億 1, 821 万 8, 000 円、収入済額 3 億 206 万 6, 049 円、収入未済額 12 万 3, 032 円、1 項使用料と 2 項手数料です。主なものは、道路占用料と清掃手数料です。

15 款国庫支出金、予算現額 53 億 9, 507 万 9, 460 円、収入済額 51 億 2, 563 万 4, 418 円、収入未済額 715 万 3, 000 円、1 項国庫負担金から 3 項国庫委託金までです。

16 款県支出金、予算現額 20 億 5, 870 万 4, 000 円、収入済額 19 億 3, 851 万 3, 863 円、1 項県負担金から 4 項県交付金までです。

17 款財産収入、予算現額 8, 213 万 4, 000 円、収入済額 1 億 4, 176 万 517 円、1 項財産運用収入と 2 項財産売払収入です。主なものは、土地・建物の貸付収入と不動産売払収入です。

18 款寄附金、予算現額 3 億 3, 307 万 6, 000 円、収入済額 3 億 3, 108 万 8, 551 円、1 項寄附金です。主なものは、ふるさと寄附金です。

19 款繰入金、予算現額 11 億 2, 722 万 2, 000 円、収入済額 11 億 2, 721 万 9, 921 円、1 項特別会計繰入金と 2 項基金繰入金です。

20 款繰越金、予算現額 12 億 5, 414 万 384 円、収入済額 12 億 5, 414 万 445 円、1 項繰越金です。

21 款諸収入、予算現額 10 億 2, 956 万 6, 157 円、収入済額 8 億 9, 765 万 3, 618 円、収入未済額 8, 200 万 8, 457 円、1 項延滞金、加算金及び過料から 6 ページ、

7ページを御覧ください。5項雑入までです。

22款市債、予算現額29億5,600万円、収入済額29億300万円、収入未済額2,800万円、1項市債です。

歳入合計です。予算現額335億410万6,001円、収入済額333億8,620万4,794円、不納欠損額2,419万1,522円、収入未済額3億8,670万3,037円となりました。

8ページ、9ページを御覧ください。

続いて、歳出について御説明いたします。

1款議会費、予算現額2億3,433万4,000円、支出済額2億3,078万9,754円、1項議会費です。

2款総務費、予算現額44億4,860万4,000円、支出済額43億697万5,183円、1項総務管理費から6項監査委員費までです。主なものは、庁舎費や電算管理費などの1項総務管理費36億8,133万3,579円です。

3款民生費、予算現額142億6,421万8,040円、支出済額135億6,653万926円、1項社会福祉費から4項災害救助費までです。主なものは、物価高騰緊急支援給付金などの1項社会福祉費74億6,328万271円です。

4款衛生費、予算現額26億5,837万6,320円、支出済額25億4,389万3,789円、1項保健衛生費から3項上水道費までです。主なものは、ごみ収集処理費などの2項清掃費13億8,154万1,336円です。

5款労働費、予算現額201万7,000円、支出済額200万円、1項労働諸費です。

6款農林水産業費、予算現額1億6,207万9,000円、支出済額1億4,171万932円、1項農業費です。

7款商工費、予算現額5億2,429万942円、支出済額5億550万1,648円、1項商工費です。主なものは、清須げんき商品券発行費などです。

8款土木費、予算現額33億6,028万2,699円、支出済額31億1,602万7,154円、1項土木管理費から4項都市計画費までです。主なものは、土地区画整理費、鉄道高架費や公共下水道費などの4項都市計画費24億2,645万5,690円です。

10ページ、11ページを御覧ください。

9款消防費、予算現額14億2,776万3,000円、支出済額14億1,034万6,

952円、1項消防費です。主なものは、常備・非常備消防費、防災対策費などです。

10款教育費、予算現額42億7,763万1,000円、支出済額41億8,525万4,474円、1項教育総務費から6項保健体育費までです。主なものは、清洲勤労福祉会館整備費などの6項保健体育費16億7,208万4,289円です。

11款公債費、予算現額21億1,451万円、支出済額21億1,450万9,379円、1項公債費です。

12款予備費、予算現額3,000万円、支出済額はあります。1項予備費です。

歳出合計です。予算現額335億410万6,001円、支出済額は321億2,354万191円となりました。翌年度繰越額は、1億7,229万2,466円です。

最後に、歳入歳出差引残額は、12億6,266万4,603円となりました。

なお、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、11億6,982万1,000円です。

認定第1号の説明は、以上でございます。

議長（成田義之君）

日程第15、認定第2号「令和6年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について」及び日程第17、認定第4号「令和6年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定について」の2議案について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

石田市民環境部長。

< 市民環境部長（石田隆君）登壇 >

市民環境部長（石田隆君）

市民環境部長の石田です。

はじめに、認定第2号について御説明いたします。

それでは、令和6年度清須市歳入歳出決算書の103ページを御覧ください。

認定第2号

令和6年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について

令和6年度清須市国民健康保険特別会計決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和7年9月1日提出

清須市長、永田純夫

104ページ、105ページを御覧ください。

はじめに、歳入について御説明いたします。

1 款国民健康保険税、予算現額12億7,238万6,000円、収入済額12億8,729万6,025円、不納欠損額2,215万3,358円、収入未済額2億7,625万4,994円、1項国民健康保険税です。現年度課税分の徴収率は92.57%、滞納繰越分の徴収率は25.41%となりました。

2 款県支出金、予算現額42億7,839万5,000円、収入済額37億8,212万5,974円、1項県交付金です。主な内容としましては、普通交付金として被保険者に係る療養給付費37億1,654万974円です。

3 款財産収入、予算現額1,000円、収入済額1円、1項財産運用収入です。

4 款繰入金、予算現額6億7,983万6,000円、収入済額6億7,135万715円、1項他会計繰入金です。主な内容としましては、職員給与費、保険基盤安定繰入金、出産育児一時金及びその他繰入金など、一般会計からの繰入金です。

5 款繰越金、予算現額8,197万3,000円、収入済額8,197万3,256円、1項繰越金です。内容としましては、前年度の繰越金です。

6 款諸収入、予算現額7,000円、収入済額859万6,952円、1項延滞金、加算金及び過料と2項雑入です。内容としましては、一般被保険者延滞金、第三者納付金及び返納金です。

7 款国庫支出金、予算現額719万4,000円、収入済額730万2,000円、1項国庫補助金です。内容としましては、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金です。

歳入合計です。予算現額63億1,979万2,000円、収入済額58億3,864万4,923円、不納欠損額2,215万3,358円、収入未済額2億7,625万4,994円となりました。

106ページ、107ページを御覧ください。

つぎに、歳出について御説明いたします。

1 款総務費、予算現額8,085万2,000円、支出済額6,971万4,317円、1項総務管理費から3項運営協議会費までです。主な内容としましては、職員人件費、一般管理費及び運営協議会費でございます。

2 款保険給付費、予算現額42億8,867万1,000円、支出済額37億5,589万2,409円、1項療養諸費から6項傷病手当金までです。主な内容としましては、一般被保険者療

養給付費、高額療養費、出産育児一時金及び葬祭費などがございます。

3 款国民健康保険事業費納付金、予算現額 1 8 億 1, 4 5 0 万 6, 0 0 0 円、支出済額 1 8 億 1, 4 5 0 万 4, 8 5 6 円、1 項医療給付費から 3 項介護納付金までです。内容としましては、一般被保険者医療給付費、後期高齢者支援金及び介護納付金で、国民健康保険事業の運営主体である愛知県に納める事業費納付金でございます。

4 款保健事業費、予算現額 4, 7 5 8 万 7, 0 0 0 円、支出済額 3, 7 6 6 万 7, 6 1 5 円、1 項特定健康診査等事業費と 2 項保健事業費です。内容としましては、特定健康診査等事業費及び疾病予防費です。

5 款基金積立金、予算現額 1, 0 0 0 円、支出済額 1 円、1 項基金積立金です。

6 款諸支出金、予算現額 6, 9 1 3 万 9, 0 4 3 円、支出済額 6, 9 1 3 万 8, 2 9 9 円、1 項償還金及び還付加算金と 2 項繰出金です。主な内容としましては、一般会計への繰出金です。

7 款予備費、予算現額 1, 9 0 3 万 5, 9 5 7 円、1 項予備費です。

歳出合計です。予算現額 6 3 億 1, 9 7 9 万 2, 0 0 0 円、支出済額 5 7 億 4, 6 9 1 万 7, 4 9 7 円となりました。

歳入歳出差引残額です。歳入歳出差引残額は、9, 1 7 2 万 7, 4 2 6 円となりました。

認定第 2 号の御説明は、以上でございます。

続きまして、認定第 4 号について御説明いたします。

決算書の 1 4 5 ページを御覧ください。

認定第 4 号

令和 6 年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定について

令和 6 年度清須市後期高齢者医療特別会計決算について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

清須市長、永田純夫

1 4 6 ページ、1 4 7 ページを御覧ください。

はじめに、歳入について御説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料、予算現額 1 0 億 1, 0 2 2 万 4, 0 0 0 円、収入済額 1 0 億 1, 9 5 2 万 4, 1 0 0 円、不納欠損額 2 6 6 万 2, 9 0 0 円、収入未済額 9 1 9 万 8, 9 0 0 円、1 項後期高齢者医療保険料です。現年度分の徴収率は 9 9. 3 5 %、滞納繰越分の徴収率は 2 5.

46%となりました。

2款繰入金、予算現額8億9,645万5,000円、収入済額8億9,247万2,958円、1項他会計繰入金です。内容としましては、職員給与費、保険基盤安定及び療養給付費などの繰入金です。

3款繰越金、予算現額1,188万8,000円、収入済額1,188万8,310円、1項繰越金です。内容としましては、前年度繰越金でございます。

4款諸収入、予算現額71万7,000円、収入済額100万9,400円、1項延滞金、加算金及び過料から3項雑入までです。主な内容としましては、保険料還付金でございます。

歳入合計です。予算現額19億1,928万4,000円、収入済額19億2,489万4,768円、不納欠損額266万2,900円、収入未済額919万8,900円となりました。

148ページ、149ページを御覧ください。

つぎに、歳出について御説明いたします。

1款総務費、予算現額1,441万5,000円、支出済額685万2,120円、1項総務管理費と2項徴収費です。内容としましては、職員人件費及び一般管理費でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額19億315万2,000円、支出済額19億208万9,807円、1項後期高齢者医療広域連合納付金です。内容としましては、後期高齢者医療保険料等負担金及び療養給付費負担金などです。

3款諸支出金、予算現額95万9,500円、支出済額95万8,500円、1項償還金及び還付加算金と2項繰出金です。内容としましては、保険料還付金などがございます。

4款予備費、予算現額75万7,500円、1項予備費です。

歳出合計です。予算現額19億1,928万4,000円、支出済額19億990万427円となりました。

歳入歳出差引残高です。歳入歳出差引残高は、1,499万4,341円となりました。

認定第4号の御説明は、以上でございます。

議長（成田義之君）

日程第16、認定第3号「令和6年度清須市介護保険特別会計決算認定について」、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

丹羽健康福祉部長。

< 健康福祉部長（丹羽久登君）登壇 >

健康福祉部長（丹羽久登君）

健康福祉部長の丹羽です。

認定第3号について御説明いたします。

決算書の123ページを御覧ください。

認定第3号

令和6年度清須市介護保険特別会計決算認定について

令和6年度清須市介護保険特別会計決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和7年9月1日提出

清須市長、永田純夫

124、125ページを御覧ください。

はじめに、歳入について御説明いたします。

1款介護保険料、予算現額11億7,238万円、収入済額11億8,688万2,800円、不納欠損額792万9,800円、収入未済額1,591万1,563円、1項介護保険料です。

2款使用料及び手数料、予算現額2万円、収入済額6万円、1項手数料です。

3款国庫支出金、予算現額10億9,507万2,000円、収入済額10億5,608万6,580円、1項国庫負担金と2項国庫補助金です。2項国庫補助金の主なものは、国からの介護保険事業費補助金、調整交付金、地域支援事業交付金です。

4款支払基金交付金、予算現額13億6,472万6,000円、収入済額13億3,181万1,000円、1項支払基金交付金です。

5款県支出金、予算現額7億5,488万6,000円、収入済額7億2,845万1,527円、1項県負担金と2項県補助金です。1項県負担金は県の介護給付費負担金、2項県補助金は地域支援事業交付金です。

6款財産収入、予算現額116万5,000円、収入済額116万9,780円、1項財産運用収入です。介護給付費準備基金の預金利子です。

7款繰入金、予算現額8億8,524万3,000円、収入済額8億8,524万3,000円、1項他会計繰入金と2項基金繰入金です。

8款繰越金、予算現額8,652万円、収入済額8,652万955円、1項繰越金です。

9款諸収入、予算現額26万4,000円、収入済額91万7,323円、1項延滞金、加算

金及び過料と2項雑入です。

歳入合計です。予算現額53億6,027万6,000円、収入済額52億7,714万2,965円、不納欠損額792万9,800円、収入未済額1,591万1,563円となりました。

続いて、歳出について御説明いたします。

126、127ページを御覧ください。

1款総務費、予算現額1億2,145万5,000円、支出済額1億1,498万555円、1項総務管理費から4項趣旨普及費までです。

2款保険給付費、予算現額49億1,820万2,000円、支出済額47億3,680万3,707円、1項介護サービス等費から4項特定入所者介護サービス費までです。主なものは、各種介護サービスに係る給付費です。

3款地域支援事業費、予算現額2億2,710万円、支出済額2億924万4,743円、1項介護予防・生活支援サービス事業費から4項その他諸費までです。主なものは、1項介護予防・生活支援サービス事業費は総合事業による訪問型サービスや通所サービスの事業費、介護予防ケアマネジメント事業費です。

4款基金積立金、予算現額5,502万1,780円、支出済額5,502万1,780円、1項基金積立金です。

5款諸支出金、予算現額3,750万2,000円、支出済額3,737万5,833円、1項償還金及び還付加算金と2項繰出金です。1項償還金及び還付加算金の主なものは、第1号被保険者保険料還付金と国及び県などの償還金です。

6款予備費、予算現額99万5,220円、支出済額はございません。

歳出合計です。予算現額53億6,027万6,000円、支出済額51億5,342万6,618円となりました。

歳入歳出差引残額です。歳入歳出差引残額は、1億2,371万6,347円となりました。

認定第3号の説明は、以上です。

議長（成田義之君）

日程第18、認定第5号「令和6年度清須市水道事業決算認定について」及び日程第19、認定第6号「令和6年度清須市下水道事業決算認定について」の2議案について、建設部長より内容の説明を求めます。

長谷川建設部長。

< 建設部長（長谷川久高君）登壇 >

建設部長（長谷川久高君）

建設部長、長谷川です。

それでは、認定第5号について説明させていただきます。

資料の令和6年度清須市水道事業決算書及び清須市下水道事業決算書の3ページをお開きください。

認定第5号

令和6年度清須市水道事業決算認定について

令和6年度清須市水道事業決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和7年9月1日提出

清須市長、永田純夫

6ページ、7ページを御覧ください。

令和6年度清須市水道事業決算報告書です。

主な内容を説明します。

(1) 収益的収入及び支出、収入、第1款水道事業収益、予算額合計2億3,820万2,000円、決算額2億2,069万3,189円、第1項営業収益から第3項特別利益までです。

支出、第1款水道事業費用、予算額合計2億3,836万5,000円、決算額2億1,145万6,520円、第1項営業費用から第4項予備費までです。

1枚はねて、8ページ、9ページを御覧ください。

(2) 資本的収入及び支出、収入、第1款資本的収入、予算額合計8,963万6,000円、決算額4,151万2,300円、第1項他会計出資金から第4項国庫補助金までです。

支出、第1款資本的支出、予算額合計1億6,545万8,000円、決算額1億373万7,269円、翌年度繰越額4,970万円、第1項水道施設費から第3項その他資本的支出までです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、過年度分損益勘定留保資金などで補填しました。

13ページをお願いいたします。

令和6年度清須市水道事業損益計算書について説明いたします。

1、営業収益計1億7,771万7,043円、2、営業費用計1億9,908万1,814円、差引き2,136万4,771円の営業損失となっております。3、営業外収益計2,515万6,664円、4、営業外費用計92万2,775円、差引き2,423万3,889円に営業損失を合わせた286万9,118円が経常利益となります。5、特別利益13万9,806円、6、特別損失1,355円、差引き13万8,451円と経常利益を合わせた300万7,569円が当年度純利益となりました。

認定第5号の説明は、以上となります。

続きまして、認定第6号について説明させていただきます。

同決算書の43ページをお願いいたします。

認定第6号

令和6年度清須市下水道事業決算認定について

令和6年度清須市下水道事業決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて、議会の認定に付する。

令和7年9月1日提出

清須市長、永田純夫

46、47ページをお願いいたします。

令和6年度清須市下水道事業決算報告書です。

主な内容を説明します。

(1) 収益的収入及び支出、収入、第1款下水道事業収益、予算額合計16億9,450万3,000円、決算額16億4,393万5,033円、第1項営業収益から第3項特別利益までです。

支出、第1款下水道事業費用、予算額合計16億1,516万8,000円、決算額15億3,477万8,834円、第1項営業費用から第4項予備費までです。

48、49ページを御覧ください。

(2) 資本的収入及び支出、収入、第1項資本的収入、予算額合計26億909万6,000円、決算額15億5,970万8,770円、第1項企業債から第6項固定資産売却代金までです。

支出、第1款資本的支出、予算額合計31億8,223万1,000円、決算額18億9,

192万9,775円、翌年度繰越額9億5,448万6,000円、第1項下水道施設費から第3項その他資本的支出までです。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、過年度分損益勘定留保資金などで補填しました。

53ページをお願いいたします。

令和6年度清須市下水道事業損益計算書について説明いたします。

1、営業収益計7億1,395万7,730円、2、営業費用計13億4,098万9,102円、差引き6億2,703万1,372円が営業損失となります。3、営業外収益計8億6,031万9,100円、4、営業外費用計1億7,340万6,006円、差引き6億8,691万3,094円に営業損失を合わせた5,988万1,722円が経常利益となります。5、特別利益計1,139万1,187円、6、特別損失1万3,156円、差引き1,137万8,031円と経常利益を合わせた7,125万9,753円が当年度純利益となりました。

認定第6号の説明は、以上です。

議長（成田義之君）

日程第20、議案第38号「清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」及び日程第21、議案第39号「清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」について、企画部長より内容の説明を求めます。

岩田企画部長。

< 企画部長（岩田喜一君）登壇 >

企画部長（岩田喜一君）

企画部長、岩田です。

議案第38号及び議案第39号について、続けて御説明します。

それでは、タブレットのmoreNOTEの設定を2画面表示にさせていただき、令和7年9月清須市議会定例会市長提出議案等の19ページと令和7年9月清須市議会定例会市長提出議案等説明資料の17ページを御覧ください。

まず議案の19ページです。

議案第38号

清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年9月1日提出

清須市長、永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、人事院の国会及び内閣に対する令和6年8月8日付けの公務員人事管理に関する報告に鑑み、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等の任命権者への義務付けを行う必要があるからです。

20ページを御覧ください。

清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

清須市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正の内容です。

説明資料の17ページを御覧ください。

三つ目の丸の表になります。

第17条の2の改正は、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等の任命権者への義務付けを追加する規定です。

対象職員は、妊娠、出産等についての申出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員です。

任命権者への義務付けとして、仕事と育児との両立に資する制度又は措置のお知らせ、両立支援制度等の請求、申告又は申出に係る意向確認、職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る意向確認を追加し、規定しています。

議案の21ページにお戻りいただき、下段の附則です。

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第38号の説明は、以上です。

続けて、議案第39号について御説明します。

議案の23ページを御覧ください。

清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年9月1日提出

清須市長、永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度の拡充等を行う必要があるからです。

24ページを御覧ください。

清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

清須市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正の内容については、説明資料の18ページを御覧ください。

三つ目の丸の表です。

第20条から第20条の5までの改正は、部分休業制度を拡充する規定です。

まず常勤及び再任用職員は、1日につき勤務時間の始め又は終わりの2時間を超えない範囲内となっていた規定が、勤務時間内において2時間を超えない範囲と改正されます。

また、1年につき10日相当、77時間30分の範囲内が追加規定され、1年度間においていずれかを選択することができるようになります。

つぎに、会計年度任用職員です。

1年につき勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間の範囲内が追加規定されます。1年度間において現行の規定といずれかを選択することが、できるようになります。

議案の25ページにお戻りいただき、下段の附則です。

第1項は、施行期日です。

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

第2項は、経過措置の規定です。

議案第39号の説明は、以上です。

以上で、議案第38号及び議案第39号の説明を終わります。

議長（成田義之君）

日程第22、議案第40号「清須市税条例の一部を改正する条例案」について、総務部長より内容の説明を求めます。

林総務部長。

< 総務部長（林智雄君）登壇 >

総務部長（林智雄君）

総務部長、林です。

議案第40号について御説明します。

それでは、タブレットのmoreNOTEの設定を2画面表示のまま、市長提出議案等の27ページと市長提出議案等説明資料の19ページを御覧ください。

まず議案等の27ページです。

議案第40号

清須市税条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年9月1日提出

清須市長、永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、特定親族特別控除の創設に係る規定の整備等を行う必要があるからです。

28ページを御覧ください。

清須市税条例の一部を改正する条例案

清須市税条例の一部を改正する条例

清須市税条例の一部を次のように改正する。

それでは、説明資料の19ページを御覧ください。

三つ目の丸は、主な改正内容です。

表にありますように個人市民税1点、市たばこ税1点の2点です。

1点目の第34条の2の改正は、個人市民税の特定親族特別控除の創設です。

所得割の納税義務者が特定親族を有する場合について、特定親族特別控除として、その者の前年の総所得金額等から当該特定親族の前年の合計所得金額に応じた控除額を控除するものです。

特定親族は、表の下、米印にあるとおり、所得割の納税義務者と生計を一にする大学生相当の年齢である19歳以上23歳未満の親族等のうち、前年の合計所得金額が58万円を超え、

123万円以下であるものとなります。58万円超から95万円までは特定扶養控除と同額の控除額を創設し、95万円超から123万円までは所得に応じて控除額を低減させる仕組みを新たに設けるための規定を整備するものです。

2点目の附則第16条の2の2の改正は、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例です。

加熱式たばこの重量と価格によって紙巻きたばこの本数に換算している課税方式について、重量のみによって換算する等の見直しを行うものです。

議案等の30ページにお戻りいただきまして、附則です。

第1条は、施行期日です。

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、附則第16条の2の次に1条を加える改正規定、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の特例に係る改正は、令和8年4月1日から施行する。

第3条は、市民税に関する経過措置の規定です。

次のページの第4条は、市たばこ税に関し、激変緩和措置として令和8年4月1日から同年9月30日までの間は、現行の換算本数に0.5を乗じて計算した本数と改正後の換算本数に0.5を乗じて計算した本数の合計とするものです。

議案第40号の説明は、以上です。

議長（成田義之君）

日程第23、議案第41号「清須市高度先端産業立地奨励条例の一部を改正する条例案」について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

石田市民環境部長。

< 市民環境部長（石田隆君）登壇 >

市民環境部長（石田隆君）

市民環境部長の石田です。

議案第41号について御説明いたします。

市長提出議案等の33ページを御覧ください。

議案第41号

清須市高度先端産業立地奨励条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年9月1日提出

清須市長、永田純夫

提案理由です。

この案を提出するのは、中小企業者に対する奨励措置に係る条例を緩和するため必要があるからです。

1枚跳ねていただきまして、34ページを御覧ください。

清須市高度先端産業立地奨励条例の一部を改正する条例案

清須市高度先端産業立地奨励条例の一部を改正する条例

清須市高度先端産業立地奨励条例の一部を次のように改正する。

まず清須市高度先端産業立地奨励条例の概要について、簡単に御説明いたします。

清須市内において高度先端産業の工場等を新設又は増築する中小企業者に対し奨励金を交付することで、市内への工場等の立地の促進及び雇用の拡大を図り、市の産業構造の高度化及び地域の活性化を図ることを目的に、愛知県の21世紀高度先端産業立地補助金に協調し、実施している制度となります。

それでは、説明資料の20ページを御覧ください。

改正内容について御説明いたします。

上から三つ目の丸印を御覧ください。

ただいま御説明させていただいたとおり、清須市高度先端産業立地奨励条例については、県の21世紀高度先端産業立地補助金に協調した制度となります。今回、県の制度が緩和されることに伴い、これに同調し、本市の制度も緩和するため条例の一部を改正するものです。

具体的な内容につきましては、(1)としまして、これまで1事業者当たり1回までとしていた回数制限を撤廃するとともに、(2)としまして、これまで工場等の新設又は増設に伴い、新たに常用雇用者数を5人以上雇用することとしていたことを新設又は増設に係る工場等の常用雇用者を5人以上増加するという緩和でございます。

市長提出議案等の34ページに戻っていただきまして、ただいまの内容について、中段辺りになりますが、清須市高度先端産業立地奨励条例第4条第1項中のただし書を削るとともに、下段になりますが、別表第2中の「新規常用雇用者数」を「常用雇用者数」に改め、「5人以上」の次に「増加すること。」を加えるものです。

その他の条項は、今回の一部改正に伴い、文面等を整理するものでございます。

最後に、附則です。

この条例は、公布の日から施行するものです。

議案第41号についての御説明は、以上でございます。

議長（成田義之君）

日程第24、議案第42号「清須市道路占用料条例の一部を改正する条例案」、日程第25、議案第43号「清須市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案」及び日程第26、議案第44号「損害賠償の額を定め、和解することについて」の3議案について、建設部長より内容の説明を求めます。

長谷川建設部長。

< 建設部長（長谷川久高君）登壇 >

建設部長（長谷川久高君）

建設部長、長谷川です。

それでは、まず議案第42号について説明させていただきます。

市長提出議案等の35ページ、説明資料は21ページを御覧ください。

議案第42号

清須市道路占用料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年9月1日提出

清須市長、永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、愛知県の道路占用料の額の改定に鑑み、道路占用料の額を改定するため必要があるからです。

市長提出議案等は、36ページを御覧ください。

清須市道路占用料条例の一部を改正する条例案

清須市道路占用料条例の一部を改正する条例

清須市道路占用料条例の一部を次のように改正する。

主な改正内容について説明いたします。

本市の道路占用料は、愛知県の道路占用料の額を鑑みて設定しています。

愛知県の道路占用料は、固定資産税評価額の改定に合わせ、3年ごとに見直しを行っており、今回、愛知県道路占用料条例の一部改正が行われたことを受け、第2条関係の別表の占用料を改定するものです。37ページまでが、占用物件の種類ごとの占用料となります。

つぎに、附則です。

第1項として、この条例は、令和8年4月1日から施行いたします。

第2項として、清須市都市公園条例の一部を改正し、都市公園使用料を、また、次ページ、第3項として、清須市公共用物の管理に関する条例の一部を改正し、公共用物の使用料も同様に改正するものです。

議案第42号の説明は、以上です。

引き続き議案第43号について説明いたします。

市長提出議案等は39ページ、説明資料は22ページを御覧ください。

議案第43号

清須市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年9月1日提出

清須市長、永田純夫

提案理由

この案を提出するのは、部分休業の定義を整理するため必要があるからです。

市長提出議案等は、40ページを御覧ください。

清須市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案

清須市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

清須市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。

改正内容について説明いたします。

先に議案第39号で説明のありました清須市職員の育児休業等に関する条例の改正に合わせ、企業職員の育児休業等に係る規定を整備するもので、第19条第2項中、現行の「1日の勤務時間の一部」を「1日の勤務時間の全部又は一部」に、また、「2時間を超えない範囲内の時間に限る。」を「2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。」と改定するものです。

附則です。

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第43号の説明は、以上です。

続きまして、議案第44号について説明いたします。

市長提出議案等の41ページ、説明資料は23ページを御覧ください。

#### 議案第44号

損害賠償の額を定め、和解することについて

下記のとおり損害賠償の額を定め、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

1、相手方につきましては、資料記載のとおりとなります。

2、事件概要です。

令和4年6月23日に清須市朝日貝塚92番地先の水路において、蓋掛けをしておらず、かつ、転落防止柵が欠損している部分に相手方が転落し、相手方に歯の損傷等を生じさせるとともに物的損害を与えた。

#### 3、和解概要

別記参照、後ほど説明させていただきます。

令和7年9月1日提出

清須市長、永田純夫

市長提出議案等は、42ページを御覧ください。

主な和解概要を説明します。

相手方と清須市において、本件事故に関し、次のとおり示談しました。

1、本件事故の損害賠償金は、325万7,259円である。

2、清須市は、損害賠償金を令和7年10月31日までに支払う。

3、本件事故に関して示談条項以外に何らの債権債務はないことを確認し、何らの請求もしない。

議案第44号の説明は、以上です。

議長（成田義之君）

日程第27、議案第45号「令和7年度清須市一般会計補正予算（第2号）案」について、総務部長より内容の説明を求めます。

林総務部長。

< 総務部長（林智雄君）登壇 >

総務部長（林智雄君）

総務部長、林です。

議案第45号について御説明します。

それでは、タブレットのmoreNOTEの設定を1画面表示にさせていただき、令和7年度一般会計特別会計補正予算書及び説明書の1ページを御覧ください。

議案第45号

令和7年度清須市一般会計補正予算（第2号）

令和7年度清須市の一般会計補正予算（第2号）号は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億1,837万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ361億2,869万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、債務負担行為の補正です。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和7年9月1日提出

清須市長、永田純夫

2ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

まず歳入です。

10款地方特例交付金、補正額32万6,000円の増額、1項地方特例交付金です。住宅ローン減税と定額減税の減収補填分の額の決定に伴う増額です。

11款地方交付税、補正額6億2,497万1,000円の増額、1項地方交付税です。普通交付税の額の決定に伴う増額です。

13款分担金及び負担金、補正額230万円の減額、1項負担金です。本年度10月からの愛知県の第二子保育料無料化等事業の実施による保育料軽減の対象増加に伴う減額です。

15款国庫支出金、補正額2,896万3,000円の増額、2項国庫補助金と3項国庫委託金です。主なものは、国の予備費使用により追加交付されたことに伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,273万8,000円の増額は、学校給食費等臨時給付金費及び学校給食センター運営費のうち、5月から7月に実施した給食費無償化分及び給食費引上げに伴う公費負担分に充当するものです。

このほか、歳出事業に連動した下水道防災事業費補助金490万円の新規計上です。

16 款県支出金、補正額 5 6 4 万 2, 0 0 0 円の増額、2 項県補助金です。先ほど 1 3 款 1 項負担金で説明した愛知県の第二子保育料無料化等事業の実施により、第三子保育料無料化等事業が再編されたことに伴う第三子保育料無料化等事業費補助金 1 9 6 万 5, 0 0 0 円の減額と第二子保育料無料化等事業費補助金 4 8 0 万 7, 0 0 0 円の新規計上のほか、歳出事業に連動した保育所等給食費軽減対策支援金 2 8 0 万円の新規計上です。

1 8 款寄附金、補正額 3 0 万円の増額、1 項寄附金です。社会福祉事業への指定寄附 1 0 万円の増額のほか、市制 2 0 周年事業への指定寄附 2 0 万円の新規計上です。

1 9 款繰入金、補正額 1 1 億 9 3 5 万 2, 0 0 0 円の減額、1 項特別会計繰入金と 2 項基金繰入金です。1 項特別会計繰入金 1 億 2, 2 2 9 万 7, 0 0 0 円の増額は、各特別会計の前年度決算確定に伴う精算金の繰入れです。2 項基金繰入金は、今までに予定した財政調整基金の繰入を取りやめる財政調整基金繰入金 1 2 億 3, 1 6 4 万 9, 0 0 0 円の減額です。本補正後の財政調整基金の現在高は、2 4 億 1, 9 9 7 万 5, 0 0 0 円となります。

2 0 款繰越金、補正額 9 億 6, 9 8 2 万 1, 0 0 0 円の増額、1 項繰越金です。

3 ページを御覧ください。

歳出です。

2 款総務費、補正額 3 億 1, 2 6 7 万 1, 0 0 0 円の増額、1 項総務管理費と 3 項戸籍住民基本台帳費です。主なものは、1 項総務管理費のうち、今後の財政需要を考慮し、減債基金、子ども育み施設基金、義務教育施設整備基金への積立て及び歳入で説明しました指定寄附金を福祉基金への積立てを行う基金管理費 3 億 1, 1 3 4 万 6, 0 0 0 円の増額です。

3 款民生費、補正額 1 億 5, 9 2 6 万 1, 0 0 0 円の増額、1 項社会福祉費から 3 項生活保護費までです。主なものは、2 項児童福祉費のうち、歳入で説明しました保育所等給食費軽減対策支援金を財源として、令和 7 年 7 月から 9 月分の市内民間保育所等の給食を支援することに伴う保育所等給食費軽減対策支援金 4 2 0 万円の新規計上です。

4 款衛生費、補正額 8 3 6 万 3, 0 0 0 円の増額、1 項保健衛生費です。

8 款土木費、補正額 9 8 0 万円の増額、4 項都市計画費です。歳入で説明しました下水道防犯事業費補助金を財源として、令和 7 年 1 月に埼玉県八潮市で発生した下水道管路の破損に起因した道路陥没事故を受け、平成 6 年度以前に設置された内径 2 メートル以上の都市下水路の点検実施に伴う都市下水路点検費の新規計上です。

1 0 款教育費、補正額 2, 8 2 7 万 6, 0 0 0 の増額、1 項教育総務費、2 項小学校費及び

6項保健体育費です。主なものは、1項教育総務費のうち、令和8年4月から放課後子ども教室の対象を小学校6年生まで拡充するため不足する備品等の購入及び増設する部屋の空調設置などに係る設計に伴う各小学校放課後子ども教室費648万2,000円の増額のほか、小・中学校の児童・生徒の保護者の経済的な負担を軽減するため、小・中学校の修学旅行に係る費用の一部を助成することに伴う修学旅行支援費1,756万8,000円の新規計上です。

4ページを御覧ください。

第2表、債務負担行為補正です。

表にあります2事業の追加です。

上から西枇杷島庁舎等解体事業です。西枇杷島庁舎等の解体工事などを行います。期間は契約を締結する令和7年度から令和9年度まで、限度額、支出予定額は令和7年度に契約を予定しており、令和8年度は11億8,389万2,000円、令和9年度は20億9,921万9,000円で、合計32億8,311万1,000円です。

つぎに、新保健センター整備事業です。

新保健センターの整備工事を行います。期間は契約を締結する令和7年度から令和8年度まで、限度額、支出予定額は令和7年度に契約を予定しており、令和8年度は14億6,130万8,000円です。

議案第45号の説明は、以上です。

議長（成田義之君）

ここで、皆さんにお諮りしたいと思いますが、今12時を過ぎましたけども、このまま議会を続けたいと思いますが、いかがでしょうか。

御異議なければ、賛同していただければ続けたいと思います。よろしいですか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

議長（成田義之君）

ありがとうございます。

日程第28、議案第46号「令和7年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案」及び日程第30、議案第48号「令和7年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案」の2議案について、市民環境部長より内容の説明を求めます。

石田市民環境部長。

< 市民環境部長（石田隆君）登壇 >

市民環境部長（石田隆君）

市民環境部長の石田です。

はじめに、議案第46号について御説明いたします。

令和7年度一般会計特別会計補正予算書及び説明書の21ページを御覧ください。

議案第46号

令和7年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度清須市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,844万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億3,607万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月1日提出

清須市長、永田純夫

22ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

はじめに、歳入について御説明いたします。

4款繰入金、補正額2,041万6,000円の増額、1項他会計繰入金です。

5款繰越金、補正額7,172万7,000円の増額、1項繰越金です。令和6年度国民健康保険特別会計の精算に伴う繰越金です。

7款国庫支出金、補正額630万3,000円の増額、1項国庫補助金です。令和8年度から賦課・徴収されます子ども・子育て支援金のシステム改修における国からの補助金で、財源10分の10でございます。

23ページを御覧ください。

つぎに、歳出について御説明いたします。

1款総務費、補正額603万3,000円の増額、1項総務管理費で、ただいま歳入で御説明いたしました子ども・子育て支援金におけるシステム改修費でございます。

3款国民健康保険事業費納付金、補正額2,041万6,000円の増額、1項医療給付費から3項介護納付金までです。県事業費納付金本算定に基づき、医療給付費、後期高齢者支援金及

び介護納付金を精査し、令和7年度県事業費納付金を増減額するものでございます。

6款諸支出金、補正額7,172万7,000円の増額、2項繰出金です。令和6年度国民健康保険特別会計の精算に伴う一般会計への繰出金です。

議案第46号の御説明は、以上でございます。

続きまして、議案第48号について御説明いたします。

補正予算書及び説明書の45ページを御覧ください。

議案第48号

令和7年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和7年度清須市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,251万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億2,962万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月1日提出

清須市長、永田純夫

46ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

はじめに、歳入について御説明いたします。

3款繰越金、補正額1,499万4,000円の増額、1項繰越金です。令和6年度後期高齢者医療特別会計の精算に伴う繰越金です。

4款諸収入、補正額751万8,000円の増額、3項雑入です。過年度療養給付費負担金精算金の新規計上でございます。

47ページを御覧ください。

つぎに、歳出について御説明いたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、補正額502万9,000の増額、1項後期高齢者広域連合納付金です。令和6年度後期高齢者医療保険料等負担金の精算及び事務費負担金確定に伴う後期高齢者医療広域連合への負担金の増額でございます。

3款諸支出金、補正額1,748万3,000円の増額、2項繰出金です。令和6年度後期高

齢者医療特別会計の精算に伴い、一般会計への繰出金でございます。

議案第48号の御説明は、以上でございます。

議長（成田義之君）

日程第29、議案第47号「令和7年度清須市介護保険特別会計補正予算（第1号）案」について、健康福祉部長より内容の説明を求めます。

丹羽健康福祉部長。

< 健康福祉部長（丹羽久登君）登壇 >

健康福祉部長（丹羽久登君）

健康福祉部長の丹羽です。

議案第47号について説明いたします。

補正予算書の33ページを御覧ください。

議案第47号

令和7年度清須市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和7年度清須市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,371万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億2,978万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年9月1日提出

清須市長、永田純夫

34ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

まず歳入を御説明いたします。

8款繰越金、補正額1億2,371万5,000円の増額、1項繰越金です。

35ページを御覧ください。

歳出を御説明いたします。

4款基金積立金、補正額6,700万1,000円の増額、1項基金積立金です。精算による介護給付費準備基金積立金です。

5 款諸支出金、補正額 5, 6 7 1 万 4, 0 0 0 円の増額、1 項償還金及び還付加算金と 2 項繰出金です。第 1 項は、精算に伴う国庫・県支出金の返還金です。

議案第 4 7 号の説明は、以上です。

議長（成田義之君）

日程第 3 1、議案第 4 9 号「令和 7 年度清須市下水道事業会計補正予算（第 1 号）案」について、建設部長より内容の説明を求めます。

長谷川建設部長。

< 建設部長（長谷川久高君）登壇 >

建設部長（長谷川久高君）

建設部長、長谷川です。

それでは、議案第 4 9 号について説明いたします。

資料、令和 7 年度下水道事業会計補正予算書及び説明書を御用意ください。

まず 1 ページを御覧ください。

議案第 4 9 号

令和 7 年度清須市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条は、総則です。

令和 7 年度清須市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条は、収益的収入及び支出です。

令和 7 年度清須市下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。

第 1 款下水道事業収益、既決予定額 1 7 億 3, 1 3 2 万円、補正予定額として 2 2 5 万円を増額し、計 1 7 億 3, 3 5 7 万円。

第 2 項営業外収益、既決予定額 9 億 7 7 0 万 1, 0 0 0 円、補正予定額として 2 2 5 万円を増額し、計 9 億 9 9 5 万 1, 0 0 0 円。

支出です。

第 1 款下水道事業費用、既決予定額 1 6 億 7, 9 0 5 万 8, 0 0 0 円、補正予定額として 4 5 0 万円を増額し、計 1 6 億 8, 3 5 5 万 8, 0 0 0 円。

第 1 項営業費用、既決予定額 1 5 億 1, 2 2 5 万 3, 0 0 0 円、補正予定額として 4 5 0 万円

を増額し、計15億1,675万3,000円。

令和7年9月1日提出

清須市長、永田純夫

2ページを御覧ください。

令和7年度清須市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画です。

収益的収入及び支出

収入です。

第1款下水道事業収益、第2項営業外収益、第3目補助金、補正予定額225万円の増額。

続きまして、支出です。

第1款下水道事業費用、第1項営業費用、第1目管渠（きょ）費、補正予算額450万円の増額。補正の理由です。下水道管路の破損に起因する道路陥没を未然に防ぐため、埋設後、一定期間経過した管渠（きょ）の調査を補助金を用いて緊急的に実施するためのものです。

議案第49号の説明は、以上です。

議長（成田義之君）

日程第32、報告第7号「令和6年度清須市決算の健全化判断比率等について」、総務部長より内容の説明を求めます。

林総務部長。

< 総務部長（林智雄君）登壇 >

総務部長（林智雄君）

総務部長、林です。

報告第7号について御説明します。

それでは、設定を1画面表示のまま、令和7年9月清須市議会定例会市長提出議案等の43ページを御覧ください。

報告第7号

令和6年度清須市決算の健全化判断比率等について

令和6年度清須市決算の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて、議会に報告する。

令和7年9月1日提出

清須市長、永田純夫

44ページを御覧ください。

上段の1は、令和6年度清須市決算の健全化判断比率です。

表を御覧ください。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は共に赤字が生じていないため、それぞれ比率は算出されませんでした。

実質公債費比率は2.3%で、下水道事業会計の元利償還金に対する繰出金、一部事務組合が起こした地方債の元利償還金に対する負担金の増加による分子の増加があったものの、普通交付税の増加に伴う標準財政規模の増加などにより、分子と同等の分母の増加があったことにより、前年度と同数値となりました。

将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回るため、比率は算出されませんでした。

健全化判断比率は、それぞれ早期健全化基準を大幅に下回っています。

下段の2は、令和6年度清須市決算の資金不足比率です。

表を御覧ください。

水道事業会計及び下水道事業会計は共に資金不足を生じていないため、それぞれ比率は算出されませんでした。資金不足比率は、水道事業会計及び下水道事業会計共に経営健全化基準を大幅に下回っています。

報告第7号の説明は、以上です。

議長（成田義之君）

日程第33、報告第8号「専決処分した事件（損害賠償の額を定め、和解すること）の報告について」、建設部長より内容の説明を求めます。

長谷川建設部長。

< 建設部長（長谷川久高君）登壇 >

建設部長（長谷川久高君）

建設部長、長谷川です。

報告第8号について説明いたします。

市長提出議案等の45ページをお願いいたします。

報告第8号

専決処分した事件の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した事件について、同条第2項の規定により、議会に報告する。

令和7年9月1日提出

清須市長、永田純夫

46ページを御覧ください。

損害賠償の額を定め、和解することについて、建設部所管分です。

ナンバー1、専決処分年月日、令和7年6月13日。発生年月日、令和6年11月6日。相手方の住所及び氏名につきましては記載のとおりでございまして、損害賠償の額は9万1,080円です。事件概要は、清須市清洲田中町53番地先の道路において、右折のために停車していた相手方の自動車を市職員が公用車にて通過しようとしたところ、相手方の自動車のサイドミラーに接触し、相手方に物的損害を与えたもので、保険で対応しております。

つぎに、ナンバー2、専決処分年月日、令和7年7月8日。発生年月日、令和7年5月14日。相手方の住所及び氏名につきましては記載のとおりでございまして、損害賠償の額は28万5,600円です。事件概要は、清須市春日立作1番地の店舗駐車場において、市職員が公用車にて駐車場からバックで出庫しようとしたところ、後方に停車していた相手方の自動車の後部側面に衝突し、相手方に物的損害を与えたもので、保険で対応しております。

報告第8号の説明は、以上です。

議長（成田義之君）

日程第34、報告第9号「専決処分した事件（損害賠償の額を定め、和解すること）の報告について」、教育部長より内容の説明を求めます。

石黒教育部長。

< 教育部長（石黒直人君）登壇 >

教育部長（石黒直人君）

教育部長、石黒でございます。

私からは、報告第9号について御説明させていただきます。

市長提出議案等の47ページと説明資料の33ページを御覧ください。

報告第9号

専決処分した事件の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分した事件について、同条第2項の規定に

より、議会に報告する。

令和7年9月1日提出

清須市長、永田純夫

提出議案等の48ページを御覧ください。

損害賠償の額を定め、和解することについて、教育部所管分です。

専決処分年月日、令和7年5月22日。発生年月日、令和7年4月29日。相手方の住所及び氏名につきましては、記載のとおりでございます。損害賠償の額は、5万3,460円です。事件概要は、名古屋市中村区八社二丁目17番1号のコインパーキングにおいて、清須市立西枇杷島中学校教諭が公用車にて駐車しようとしたところ、後方に駐車してあった相手方の自動車に衝突し、相手方に物的損害を与えたもので、保険で対応しております。

報告第9号の御説明は、以上でございます。

議長（成田義之君）

日程第35、発議第5号につきましては、本日は提案理由及び内容の説明を受けるのみで散会し、建設文教常任委員会に審査を付託したいと思います。

このような進め方でございますが、これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

議長（成田義之君）

異議なしと認めます。

よって、ただいま申し上げました方法で行うことに決定いたします。

日程第35、発議第5号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）」を議題といたします。

提出者であります浅井議員より提案理由及びその内容の説明を求めます。

説明は、発言席でお願いをいたします。

浅井議員。

< 19番議員（浅井泰三君）登壇 >

19番議員（浅井泰三君）

議席19番、浅井泰三でございます。

発議第5号の意見事案の内容について説明させていただきます。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

このことについて、別紙のとおり意見書を提出するものとする。

令和7年9月1日提出

提出者、清須市議会議員、浅井泰三

賛成者、清須市議会議員、伊藤嘉起、加藤光則、小崎進一、富田雄二、土本千亜紀、齊藤紗綾香、浅妻奈々子

1枚はねていただいて、意見書（案）を朗読し、提案理由の説明とさせていただきます。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）

未来を担う子どもたちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成に向けて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子どもたちを取り巻く教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。本年度は、政府予算において小学校における高学年の教科担任制の拡充や中学校における生徒指導担任教師の配置拡充などのための教職員定数改善が盛り込まれた。しかし、中学校における少人数学級の推進については、中学校35人学級の定数改善に向けた具体的な方針が示されたものの、教職員定数改善計画は示されておらず、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては不十分なものであると言わざるを得ない。少人数学級は、地域・保護者からも一人一人の子どもにきめ細やかな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、全ての子どもたちに行き届いた教育を行うためにも、少人数学級の更なる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても均等に一定水準の教育を受けられることが、憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責務の一つである。

よって、貴職においては、来年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1の復元に向けて十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年〇月〇日

清須市議会

内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣宛

以上でございます。

議員各位におかれましては、慎重に御審議の上、発議第5号につきましては、御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、説明を終わります。

議長（成田義之君）

以上で、本日の会議日程は、全て終了いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。

なお、次回の本会議は、9月3日水曜日午前9時30分から再開いたします。

早朝より御苦勞さまでした。

（ 時に午後0時26分 散会 ）